

2008年5月8日

福井県議会議長 石川与三吉様

市民オンブズマン福井
代表幹事 坪田康男

福井県議会における情報公開の推進に関する申入書

全国市民オンブズマン連絡会議は毎年全国都道府県の情報公開度を一斉調査しており、その第12回の結果が3月22日に公表されましたが、福井県は総合順位29位(昨年26位)でした。

福井県が下位低迷県から脱出できないのは、県議会におけるランキングが全国ワースト3位という公開度の低さが大きく影響しているために外なりません。福井県議会の情報公開への姿勢が他県に比べて著しく消極的であるのは否めません。(添付文書1のP1、P3参照)

福井県情報公開条例の前文に示されているように、地方分権の進展とともに今後ますます地方自治体と住民の自立と自己責任が求められていく中で、県が県民に対して県政の諸活動の状況を説明する責務を全うするためにも、情報公開制度は極めて重要な制度です。

そこで、条例の実施機関である議会においては、先進県に倣うのをためらうことなく積極的に情報公開を推進されますように下記の2点について改善を申入れます。

記

1. 政務調査費について

政務調査費の用途は、議員が住民のために活動しているかどうかを計るバロメーターになり得るとして、全国情報公開度ランキングでは、2002年から定点観測項目として調査を行っています。

内容は、全般的活動成果の記載 費目ごとの集計のほかに詳細な収支明細が記載された会計帳簿類 領収書等の証拠書類 詳しい視察研修報告書の4項目が公開されたかどうかで採点が行われます。つまり、政務調査費収支報告書に領収書の写しを添付すれば足りるということではありません。

私たちは、福井県議会においても4項目全ての公開が行われることを求めます。

2. 議会運営委員会情報について

見出しの調査は、議員が議会でどのような活動を行っているのか、委員会ではどのような議論や審議が行われているのかについて、住民がどの程度アクセスできるのかという観点で行われました。

福井県議会は、傍聴ができない6県の中に入り、公開されたのは紙議事録のみでした。(20ポイント配点中5ポイント。添付文書1のP2、同文書2のP1を参照)

私たちは、福井県議会においても次の3項目全てについて、先進県に倣って改善されることを求めます。

- (1) 直接傍聴できるようにすること。
- (2) 傍聴者に議員と同じ資料を配布すること。(資料を見ながら傍聴できるようにすること。)
- (3) Web 上でも議論の経過と発言者氏名を公開すること。(国会の委員会議事録のWeb掲載内容に準拠すること。)

三重県議会は、「開かれた議会運営の実現」の中で、「従来、傍聴規則は、会議の秩序維持の観点から傍聴人を取締ることを主眼に規定されていましたが、傍聴は歓迎すべきもので、傍聴者の便宜を図ることを主眼に規定する必要がある。」と明記しています。福井県議会もぜひともこの姿勢を見做すべきではないでしょうか。

以上

(添付文書)

1. 第12回全国都道府県情報公開度ランキング(全国市民オンブズマン連絡会議)のランキング一覧表3枚
2. 第12回全国都道府県情報公開度ランキングの結果(市民オンブズマン福井)
3. 2008年3月22日付け朝日新聞(福井版)の報道記事

〒910 0019

福井市春山1丁目1番14号

あすわ法律事務所気付け

市民オンブズマン福井

TEL: 090-9441-6149

FAX: 0776-21-6388